# 南島原市監査委員公表第2号

平成31年3月22日付け30南監第123号で報告した平成30年度定期監査及び行政監査の結果に基づき、市長及び教育委員会から措置の状況について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和元年5月21日

南島原市監査委員 宮 﨑 太

南島原市監査委員 吉田幸一郎

# 定期監査及び行政監査の結果に基づく措置の状況

30 南監第 123 号 (平成 31 年 3 月 22 日付) 分

# 市民生活部 保険年金課

# 監査の結果(指摘事項) 措置の状況 (1) 随意契約について、決裁文書に特命随 定期監査終了後、決裁文書に特命随意契約 意契約理由書の添付漏れが確認された。前年 度と同じ理由により同一業者と契約を締結 今後特命随意契約における決裁時には、理 する場合であっても、決裁時に理由書の添付 由書の添付について遺漏なきよう努め、法令を省略することなく、法令上の根拠を明確に されたい。 上の根拠を明確にしたいと思います。

# 市民生活部 市民サービス課

監査の結果 (指摘事項)	措置の状況
(1) 随意契約について	
特命随意契約について、決裁文書に特命随	指摘のありました契約につきましては、平
意契約理由書の添付漏れが確認された。前年	成29年度まで特命随意契約理由書を添付
度と同じ理由により同一業者と契約を締結	しておりましたが、平成30年度、契約管理
する場合であっても、決裁時に理由書の添付	システムに入力する際、理由欄に根拠を入力
を省略することなく、法令上の根拠を明確に	することで特命随意契約理由書を省略でき
されたい。	ると勘違いしておりました。今後は、特命随
	意契約理由書を必ず添付します。

### 市民生活部 健康対策課

### 監査の結果(指摘事項)

### (1) 防火管理について

具体的な火災発生事例を見立てた避難訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

措置の状況

ご指摘を受け、平成30年度の避難訓練では、書面での実施報告を行い課題の共有を図りました。今後も訓練後は報告書を作成し、職員の危機管理意識の向上に努めてまいります。

# 衛生局 第一課

### 監査の結果(指摘事項)

### (1) 防火管理について

消防署職員立会いのもと訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

### 措置の状況

「消防訓練報告書」に参加者名や訓練内容等を記し、状況写真を添えて事務所内で供覧した。今後は、気付きや反省点、消防署職員の講評を併記するとともに、課内で供覧する。

また、職員全員に訓練マニュアルを配布して意義の理解を求め、訓練を実践することで 危機管理意識の高揚に努める。

監査の結果	(指摘事項)
m. H. V / //H //N	

### 措置の状況

### (1) 防火管理について

消防署職員立会いのもと訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

各施設における消防訓練について、訓練後に、訓練内容の所見や反省点などの記録を書面で残し、課内において訓練の取り組み状況を周知します。

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置の状況

# (2) 施設使用料について

平成28年度にも指摘しているが、農村婦人の家など3ヵ所の施設使用料が統一されていない。公平性を保つ上でも使用料の改正について検討されたい。

農村婦人の家の施設使用料について、利用状況を確認し、使用料の統一を検討します。

# 農林水産部 農村整備課

措置の状況
特命随意契約理由書の添付を義務付ける
ようにした。

監査の結果(指摘事項)	措置の状況
(2)修繕伺いについて	
「早急な対応を要する」という起案文書の	1 者選定の根拠を明確にするため、理由
記載を1者選定の理由としているが、市民へ	書を添付するようにした。
の説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に	
理由書を付し、1 者選定の根拠を明確にされ	
たい。	

監査の結果 (指摘事項)	措置の状況
(1)修繕伺いについて	
1者を選定した理由が決裁の中で明確で	1 者選定の根拠につきましては、「地方自
なかった。市民への説明責任と公平性を保つ	治法第234条第2項の規定による。」とし
上でも決裁時に理由書を付し、1 者選定の根	ました。
拠を明確にされたい。	また理由についても、「地方自治法施行令
	第167条の2第1項第2号から第7号の
	規定中、次の理由による
	1. その性質又は目的が競争入札に適さ
	ない。(第2号)
	2. 法令に規定する福祉関係施設からの
	役務の提供。(第3号)
	3. 緊急の必要により競争入札に付する
	ことができない。(第5号)
	4. 競争入札に付することが不利と認め
	られる。(第6号)
	5. 時価に比べて著しく有利な価格で契
	約できる見込みがある。(第7号) 」
	を伺いに追記した決裁に修正しました。

# 建設部 管理課

監査の結果(指摘事項)	措置の状況
(1) 随意契約について	
国等による障害者就労施設等からの物品	平成31年度契約より下記のとおり改善。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に該当する施設から役務の提供を受ける場合において、決裁時の特命随意契約理由に地方自治法施行令上の根拠が示されていない。契約方式の例外であることを踏まえ、令第 167 条の 2 第1項第3号による理由を付して根拠を明確にされたい。

平成31年度契約より下記のとおり改善。 (1者随意契約の理由)として事業所が、障害 者支援施設の場合、下記のとおり、根拠法を 示すこととしました。

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」及び、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第4条第1項」の規定による。

### 建設部 都市計画課

監査の結果(指摘事項)

# 措置の状況

### (1) 防火管理について

防火管理者の設置を義務付けされている 市営住宅で、消防訓練未実施の団地が確認さ れた。消防計画書に基づき定期的な訓練が実 施できるよう防火管理者としての責務に努 められたい。

また、訓練の実施だけに留まらず、実施後、 担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言 などの報告書を作成し課内で供覧するとと もに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取 り組みに努められたい。 消防計画では消防訓練を実施することと しておりますので、計画書に沿って、市営住 宅入居者に訓練の参加を要請し、消火、通報、 避難誘導訓練を計画いたします。訓練後は、 報告書を作成し、訓練の反省、今後の訓練の 在り方を検証いたします。

# 教育委員会 教育総務課

監査の結果	(指摘事項)

### 措置の状況

### (1)修繕伺いについて

管財契約課への合議を必要としない修繕 伺いについて、1者を選定した理由が決裁の 中で明確でなかった。市民への説明責任と公 平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1 者選定の根拠を明確にされたい。 今後は、決裁文書の中に1者選定の根拠理 由を記載するように対応していきます。

### 教育委員会 学校教育課

# 監査の結果(指摘事項)

### 措置の状況

### (1)補助金交付要綱の作成について

平成 28 年度にも同様の指摘を行い措置の 状況の報告を求め、要綱の告示を行うと回答 があった補助金について、現在もまだ個別の 要綱を定めずに補助金を交付している事が 確認された。年度内の作成に向け協議中との ことであるが、早急に補助金の目的、対象、 算定などを明確にした要綱の整備を行い、告 示の手続きを行われたい。 補助金交付要綱につきましては、早急に整備します。

# 教育委員会 生涯学習課

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置の状況

### (1) 防火管理について

(消防用設備)

コレジョホールの設備点検について、自動 火災報知設備、非常警報装置、誘導灯の設備 不良が確認された。過去2回の点検で不良と 指摘されており、次年度修理対応を計画して いるとのことであるが、市民の使用頻度が高 く収容人員も多い施設で再度の指摘にもか かわらず、次年度に修理するのはいかがなも のか。できるだけ早急な対応に努められた い。

旧年度での流用の対応が出来なかったため、平成31年度予算において早急に対応しているところでです。今後は、コレジョホールに限らず、各社会教育施設において指摘があった場合には、予算の状況を見ながら、必要があれば財政課に相談し迅速に対応します。

### (避難訓練)

対象となる所管施設の避難訓練については、今年度すべて実施(予定も含め)が確認された。消防署職員立会いのもと訓練を実施した施設もあるが、消防署への実施報告に留まり、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管施設及び課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

避難訓練を含めた消防訓練は、年2回実施することとなっているため、計画的に消防署職員の立会いのもと実施します。また、実施結果については、実施内容、消防職員の助言(指摘事項等)を記載した報告書を提出させ、課内及び各社会教育施設において情報を共有することにより、危機管理意識を高めた訓練に取り組みます。

# 教育委員会 スポーツ振興課

# 監査の結果 (指摘事項)

### (1) 防火管理について

消防署の立ち入り検査において、一部の体育館、武道館で消防計画書に基づく避難訓練などの未実施及び消防用設備不良が確認された。消防法の違反事項にあたるため、早急な訓練及び指摘事項の改修に努められたい。

また、訓練の実施だけに留まらず、実施後、 施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の 助言などの報告書を作成し所管内で供覧す るとともに、職員の危機管理意識を高めた訓 練の取り組みに努められたい。

# 措置の状況

3月20日に南有馬体育館・武道館において消防署指導の下、火災を想定した初期消火及び通報・避難誘導の訓練を実施しました。今後も引き続き消防計画書に基づき訓練を実施していきます。

また、今回の避難訓練の中身については報告書として課内で供覧し、危機管理意識を高めた訓練に取り組みます。

監査の結果(指摘事項)

### 措置の状況

### (1) 防火管理について

組みに努められたい。

年度も消防署職員立会いのもと地元消防団員、住民の参加を交えた実施が確認された。 しかしながら、県への実施報告に留まり、 課内に実施内容をまとめた書面の記録が残 されていない。訓練後の施設管理職員の所見 や反省点、消防署職員の助言などの報告書を 作成し所管施設及び課内で供覧するととも に、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り

対象となる口之津歴史民俗資料館の避難

訓練については、年に1回実施されており今

南島原消防署口之津分署より文化財防火 デーに伴う避難訓練の反省点を提出しても らい、防火訓練実施報告書を課内及び口之津 資料館において情報を共有することにより、 危機管理意識を高めた訓練に取り組みます。